

労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

労務派遣の法改正

第 48 回

2012 年 12 月 28 日に可決された「< 中華人民共和国労働契約法 > の修正に関する決定」(以下、「決定」という)は 2013 年 7 月 1 日より正式に実施します。以下、「決定」が外商投資企業の経営に影響を与えそうな主な修正内容について簡単にまとめます。

1. 労務派遣使用を制限する適用範囲

「労働契約法」第 66 条の労務派遣の使用範囲の制限を厳格化するため、「決定」は労働契約による雇用は企業の基本的な使用方式であり、労務派遣は補充的な使用方式にすぎず、労務派遣は「3つの性質」を持つ職位においてのみ実施することができると規定し、かつ「3つの性質」の職位の意味を以下のように画定しました。「臨時的」とは、派遣先企業の職位の存続期間が6カ月を超えないこと、「補助的」とは、派遣先企業の職位が主要業務にサービスを提供するものであること、「代替的」とは、派遣先企業の従業員が仕事を離れて学習、休暇期間を取っているため、当該職位の業務を一定期間担うことができない場合、被派遣労働者が代行できることを指します。さらに、「決定」は、派遣先企業は労務派遣の人数を厳格に抑制しなければならない上雇用総数の一定比率を超えてはならず、具体的な比率は国务院労働行政部門が別途規定すると決めました。

2. 企業の派遣労働者に対する保障強化

「労働契約法」第 63 条の被派遣労働者の同一労働同一報酬の権利を保障するため、「決定」は、派遣先企業は、派遣労働者と同じ職場にいる派遣先企業の労働者について同じ労働報酬分配方法を適用しなければならないこと、同類の職場に派遣先企業の労働者がいなければ、所在地の同類または近似の職場の労働者の労働報酬を確定しなければならないこと、労務派遣会社と被派遣労働者が締結する労働契約および派遣先企業と締結する労務派遣契約において、明記または約定した

被派遣労働者に支払う労働報酬が同一労働同一賃金の要求に適合しなければならないという規定を追加しました。

3. 労務派遣単位の設立ハードルの上昇

「労働契約法」第 57 条の労務派遣会社の制限を厳格化するため、「決定」は、労務派遣会社は労働行政部門にて行政許可手続きを行い、登録資本金が 200 万元を下回ってはならないことなどを規定しました。

4. 労務派遣規定違反の処罰を厳格化

前述の修正内容および労務派遣の規範厳格化の要求に基づき、「決定」は「労働契約法」の法律責任に対して、修正を加えました。この中で、派遣先企業が労働契約法の規定に違反し、是正期限を過ぎてても是正しない場合、一人当たり 5,000 元から 1 万元までの罰金に処します。

労働法執行監督と派遣先企業の人事行為標準化からみると、「決定」は中国の労務派遣の現状に対して一定の改善作用を果たすが、実務において発生する一部の争議と問題を解決することはできないと思われます。

1. 「3つの性質」は更に明確にすべき

「決定」は労務派遣の職位の「3つの性質」を具体的に規定し、企業が合法的に労務派遣方式を使用できる範囲を大幅に縮小しましたが、現在の規定はまだ十分に明確とはいえません。特に、外商投資企業の FESCO などの派遣機関を通じた労務派遣は、オフィスに勤めるホワイトカラー使用の実務において、その給与待遇に差別規定はなく、これらのオフィスに勤めるホワイトカラーの使用が「3つの性質」規定に違反したことにより違法を指摘されるとすれば、明らかに公平さを失うと思われます。

2. 「同一労働同一賃金」の記述は依然として不 明確

「労働契約法」との比較において、「決定」は「同一労働同一賃金」の記述を明確にしていません。企業労務管理の実務からみると、主に注意すべきなのは、報酬福利体系において待遇の差別を設けてはならないことで、また、実務管理の中で「非同一労働非同一賃金」の評価体系を明確に規定することができます。

3. 労務派遣労働者使用の法的リスク高まる

「決定」は労務派遣の使用方式の範囲について具体的な規定を設け、派遣先企業が規定に違反して労務派遣労働者を使用する場合、司法実務において労務派遣関係が無効と認定される可能性が高く、労働者と派遣先企業の間には事実上の労働関係が存在し、このことは大きなリスクをもたらします。「決定」は、派遣先企業の違法責任の規定を明確化すると同時に、処罰を強化し、企業の労務派遣使用のリスクが高められました。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黃曉軍
世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : www.broadbright.com

E-mail : broadbright@broadbright.com

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里16号
CBD 国際ビル701室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800
(日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路93号大上海時代広場
1109室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109
(日本語専用)

Fax : 021-5386-1619



NNA各種サービスのご案内



◆データベースサイト (NNA POWER) Webサイトにアクセスして閲覧
ASIA PLUS、ASIA、EUROPE (欧州総合)、EUROPE WEST (西欧)、
EUROPE EAST (中東欧・ロシア)

◆日刊紙 (The Daily NNA) PDFでメール配信

<各国・地域版>

中国総合版、香港&華南版、韓国版、台湾版、シンガポール&ASEAN版、
タイ版、ベトナム&インドシナ版、マレーシア版、インドネシア版、フィ
リピン版、豪州&オセアニア版、インド版、英国&EU版、ドイツ&
EU版

◆<業界ニュース>

自動車ニュース、電機・電子・ITニュース、食品・医薬ニュース

◆週刊紙 (The Weekly NNA) PDFでメール配信

豪州&オセアニア Wealth (週刊・E-mailのみ)

◆専門誌 Web版

ネット De 日刊自動車新聞

Web版日刊工業新聞 (日本国内はサービス対象外)

各サービスのお問い合わせは各地NNAまでご連絡ください。

PDFにて閲覧の方は[ここをクリック](#)してください。当社サイトのお問
い合わせページにアクセスします。

※サービスの内容は、変更される場合がありますのでご了承願います。



Kyodo News Group